

Hong Kong Tax Alert

12 August 2025
2025 Issue No. 17

IRD、FSIE税制に関する追加ガイダンスを提供

内国歳入局（以下、「IRD」）のウェブサイトに掲載された国外源泉所得非課税制度（以下、「FSIE税制」）に関するよくある質問（以下、「FAQ」）の4項目において、以下の点が明確化されました。

- 会計処理において持分法に基づいて投資者が認識した関連会社の利益は、当該関連会社が実際にその利益を配当すると宣言するまで、投資者はその利益の一部を配当金として受け取ったとは見なされません。
- 課税対象となる「譲渡益」を得るために生じた直接費用は、一般に損金算入が認められます。ただし、資本性の間接費用は、内国歳入法（以下、「IRO」）のセクション17(1)(c)の規定により、依然として損金算入できません。
- (i) 債券の償還、(ii) 転換社債の株式への転換は、いずれも「譲渡」とは見なされないため、「譲渡益」には該当しません。ただし、割引発行されたゼロクーポン債については、償還価格と取得価額との差額は「利子」として扱われます。
- 香港と経済的関連性のない海外子会社の株式を現物配当として受け取った場合、通常、当該株式を香港に持ち込んでも、納税者が配当金を「受領した」とは見なされません。

これらの新たなFAQは、関連するFSIE税制に関する問題への対処方法について、さらなる指針を提供するものですが、他の具体的な状況への適用については依然として複雑な場合があります。FSIE税制の各規定に関するご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。

質問:

香港会計基準(HKAS)第28号によれば、関連会社への投資は持分法を用いて会計処理することが求められます。この方法では、関連会社への投資は当初取得原価で認識され、その後の保有期間中、投資先の利益または損失のうち投資者の持分に相当する部分を反映するため、帳簿価額が増減されます。

海外関連会社に関する持分法投資損益が納税者の損益計算書に計上される場合、これはFSIE税制の適用において配当所得と見なされるのでしょうか？

IRD側の回答:

持分法による会計処理では、関連会社の損益に基づく持分割合による帳簿価額の調整は、投資者が保有する関連会社に対する持分の価値変動を表しています。この調整は、投資者の関連会社への投資の帳簿価額を増減させるだけのものであり、関連会社から投資者への利益の分配には該当しないため、配当金とは見なされません。一方、関連会社が利益の一部を投資者に分配する時点で、その分配額はFSIE税制の目的において配当金として扱われます。

EYの論評:

EYはIRDの上記事項に関する説明を歓迎します。ただし、海外関連会社(または合併事業)が宣言した配当は、FSIE税制下では課税対象所得と見なされます。

海外関連会社(または合併事業)による配当の宣言は損益計算書には認識されないため、受取人は「関連会社または合併事業への投資」勘定の変動によって未払配当を追跡し、税務報告義務を適切に履行する必要があります。

質問:

IROのセクション15Hの下では、「譲渡益」とは、資産の譲渡から得られる利益を指します。香港外源泉の譲渡益がFSIE税制の対象となる場合、IROのセクション15I(1)(b)の規定により、資本資産の譲渡から生じたものとは見なされません。この場合、当該資産の譲渡に関連する費用は、資本性であっても、損金算入が可能でしょうか？

IRD側の回答:

IROのセクション15Qは、セクション15I(1)の下で事業所得税が課される特定の国外源泉所得のために生じた支出または費用は、IROのパート4(事業所得税)の第4節に従って損金算入が認められると規定されています。譲渡益がFSIE税制の下で事業所得税の課税対象となる場合、譲渡益の発生に伴って生じた支出・費用は、IROのセクション15Qに従って損金算入されます。通常、資産の譲渡額は、当該資産の取得価額および当該資産の売買に係る直接費用(弁護士費用、印紙税など)を上回る譲渡収入となります。資本性支出(機械設備の導入に伴う資本的支出など)は、セクション17(1)(c)の規定により、損金算入の対象とはなりません。

EYの論評:

セクション15I(1)(b)では、特定国外源泉所得は、たとえ資本資産の譲渡によって生じた場合であっても、「資本資産の譲渡から生じたものではない」と見なされると規定されています。

この場合、当該資産の取得原価およびその他の直接費用は損金算入できる損益項目として扱われます。すなわちIROのセクション17(1)(c)に基づく損金算入できない資本的支出と見なされることはありません。

一方、IRDは、IROセクション15Iに基づき課税対象となるのは譲渡益であることを理由に、IROパート4の損金算入の対象となるのは間接的な費用に限られるとの立場を取っている可能性もあります。

ただし、その他の資本性間接費用(例えば、譲渡益を生み出すために使用された設備や機械など)は、その性質が変わらないため、IROセクション17(1)(c)に基づき損金算入が認められません。

なお、この場合、納税者は当該設備や機械について税務上認められる減価償却の損金算入を請求することは可能です。

質問:

IROのセクション15H(1)において、「譲渡益」とは、資産の譲渡から生じるいかなる利益または収益をいい、一方、「譲渡」とは、資産を有償で移転(資産の消滅による移転を除く)することを指します。では、(i)債券の償還、(ii)転換社債の株式への転換は、「譲渡」に該当するでしょうか？

IRD側の回答:

債券の償還とは、債券発行者が満期時に債券保有者に当該債券の元本を返済することです。これは、IROのセクション15H(1)に規定される「譲渡」には該当しません。したがって、債券償還によって利益または収益が生じる場合、FSIE税制の下では「譲渡益」として扱われません。ただし、債券保有者に対して割引価格で発行されたゼロクーポン債の場合、債券取得時の割引価格と債券保有者が償還時に受け取る額面金額との差額は、借入金の使用に対する報酬としての利子と見なされることになります。そこから生じる利子は、FSIE税制の適用範囲となります。

転換社債の株式への転換は、納税者による資産の移転が伴わない限り、譲渡とは見なされません。ただし、その株式が後に譲渡された場合、元の資産(すなわち転換社債)の取得原価は、当該株式の譲渡益を算定する際に考慮されます。

EYの論評:

IRDによる上記の説明、特に転換社債の株式への転換が「譲渡益」と見なされないという点は、この問題に関する不確実性を大幅に解消するものです。

しかし、債券の償還が「譲渡益」と見なされない一方で、償還価格と債券の取得原価の差額が「利子」と取り扱うという見解については、それが割引発行されたゼロクーポン債に限定されない可能性があると考えられます。

FAQ No. 13

質問:

納税者は、香港の親会社(以下「親会社」)を有し、香港外に完全子会社(以下「子会社」)を有しています。当該子会社は、香港外で設立された投資先の事業体(以下、「被投資会社」)の株式を現物配当として納税者に譲渡し、その後、納税者はこの現物配当資産(すなわち、被投資会社の株式)を親会社に現物配当しました。当該被投資会社は香港において、いかなる事業活動、事業拠点、または従業員も有しておらず、その中央管理・統制は香港以外で行われています。この場合、当該子会社から納税者に対して行われた現物配当は、香港にて受領されたものと見なされるでしょうか？

IRD側の回答:

被投資会社は香港外で設立された海外企業であり、香港に事業活動、拠点、または従業員を有していません。また、その中央管理・統制は香港外で行われています。このような状況では、当該子会社が納税者に分配した被投資会社の株式は、一般的に香港に保有されているものとは見なされません。したがって、納税者が受領するこのような国外源泉の配当は、FSIE税制の下では香港で受領されたものには該当しません。また、当該配当は、香港で行う事業や業務に関連して発生した負債の履行に充てられたものとは扱われません。

EYの論評:

IRDは既に、株式が動産として扱われる場合において、その株式が香港に持ち込まれるかどうかを判断する際には、会社の登記地、上場状況、事業運営の実態、香港との経済的関連性といった要素を考慮する旨を示しています。単に株券が香港に物理的に存在するだけでは、その株式が「香港に持ち込まれた」と見なされるには不十分です。

被投資会社が香港と経済的関連性を有さず、その経営・管理が香港外で行われているため、当該納税者が受け取る国外源泉の現物配当は「香港に持ち込まれた」とは見なされず、IROのセクション15H(5)(c)に基づく「香港にて受領した」ものには該当しません。

上記の事例は、セクション15H(5)(c)に関する従来のIRDの見解を改めて示したものです。

セクション15H(5)の他の2つの要件は、(a)現金収入が実際に香港に送金されるか、または香港に持ち込まれるかどうか、および(b)当該収入が香港で行う事業の負債の履行に充てられるかどうか、というものです。

この場合、当該配当が現物配当であるため、セクション15H(5)(a)は適用されません。また、子会社からの現物配当資産を親会社に配当することも、セクション15H(5)(b)に規定される「香港で行う事業に関連する負債の履行」には該当しないものと考えられます。

また、子会社による現物配当資産は、親会社に再配当されるため、子会社が配当対象である被投資会社の株式を管理する必要もなくなります。

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com		US Tax Services	
China Tax Services			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Ivan Lam +852 2515 4184 ivan.wm.lam@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		International Tax Services	
US Tax Services			Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting		Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Transfer Pricing Services	
International Tax Services	Transfer Pricing Services		Transfer Pricing Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
	Monica Leung +852 2629 3272 monica.leung@hk.ey.com		Transaction Tax Services	
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
Tax Technology and Transformation Services			Tax Technology and Transformation Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com			Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	
People Advisory Services				
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03023557
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date
with the latest EY news.

